

平成29年12月定例会会議録

平成29年豊郷町議会12月定例会は、平成29年12月20日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議第74号 | 豊郷町税条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第75号 | 豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第76号 | 豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第77号 | 平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）
《予算決算常任委員会委員長報告》 |
| 議第78号 | 平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第79号 | 平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第80号 | 平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第81号 | 平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第82号 | 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第83号 | 豊郷町特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第84号 | 平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第5号） |
| 議第85号 | 平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議第86号 | 平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議第87号 | 平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |

議第 88 号 平成 29 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）

議第 89 号 平成 29 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）

意見書第 1 号 道路の整備促進を求める意見書（案）

委員会の閉会中の継続調査申し出について

（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）

（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）

（議会広報常任委員会）

前田議長 定刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。皆さん、おはようございます。

これより12月定例会を再開いたします。

(午前8時55分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みください。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、北川和利君、7番、西澤博一君を指名いたします。

日程第2、議第74号豊郷町税条例の一部を改正する条例案から、日程第4、議第76号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

はい。

前田議長

西澤総務産業建設常任委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第74号豊郷町税条例の一部を改正する条例案、議第75号豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案、議第76号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、去る12月13日、委員5名の出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第74号の審議では、新設された第61条の2の第1項から3項までの内容について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第75号の審議では、条例の対象について、第2条の定義では要配慮個人情報に人種が含まれているが、第6条の個人情報の収集の制限には含まれていない理由、改正による影響について質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第76号の審議では、改正の対象となる人数について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

前田議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

総務産業建設常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員

なし。

前田議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第74号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員

なし。

前田議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第74号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第74号豊郷町税条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員

(起立、全員)

前田議長

全員起立であります。

よって、議第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第75号の討論に入ります。討論はありませんか。

鈴木議員

議長、反対討論。

前田議長

討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

鈴木議員

議長。

前田議長

鈴木勉市君。

鈴木議員

議第75号豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案に対する反対

討論を行います。

今回の条例改正案は、上位法である国の法が改正されたことに伴うものではありませんが、法の改正では要配慮個人情報新しくつくられ、その保護の対象として、新しく人種が盛り込まれました。委員会質疑で、人種がなぜ保護の対象として新たに盛り込まれたのかの説明を求めましたが、納得できる十分な、明快な答弁がありませんでした。一方、特別な場合を除き、実施機関が収集してはならない情報からは人種は除かれています。

そこで、人種とは何か、人種がなぜ除かれたのかとただしたところ、人種とは世系、または民族的もしくは種族的出身を広く意味し、例えば在日韓国人、アイヌ民族といった、民族から見たものも含まれるとのことでありました。収集してはならない情報から、今申し上げた意味の人種が除かれているということは、在日韓国人かどうか、アイヌ出身であるかどうかの収集は、逆説的に見れば収集してもいいということになり、これは憲法違反、排外主義、人権侵害につながる懸念があります。また、私事になりますが、人権の確立を目指して、さまざまな運動、事業、教育にかかわってきた私の心情からも、この改正案は受け入れがたく、反対といたします。

前田議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第75号豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第75号豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

前田議長 起立多数であります。よって、議第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第76号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第76号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第76号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

前田議長 全員起立であります。よって、議第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議第77号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)から日程第9、議第81号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算

決算常任委員長 議長、7番。

前田議長 西澤委員長。

西澤博一予算

決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第77号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)について、去る12月11日、委員11名の出席のもと、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、税務課については、歳出で税務総務費の臨時職員賃金の内訳と賦課徴収費の固定資産税・町民税還付金の内容について質疑されました。

総務課では、歳入で、不動産売払収入で入札参加者の入札金額と最低制限価格の公開について、歳出では税務総務費の時間外手当の内容、非常備消防費の旅費の内訳、災害対策費の通信運搬費の内訳と台風21号関係の補正はされないのかなどが質疑されました。

企画振興課では、歳出で地域づくり推進事業費の空家対策協議会の目的と取り組みについて質疑されました。

住民生活課の質疑では、歳出で戸籍住民基本台帳費のシステム開発委託料の内容について質疑されました。

保健福祉課では、歳入で、老人保護措置費入所負担金で老人ホームに入所されている人数、臨時福祉給付金給付事業費補助金で県内市町の実施率の比較状況、障害者自立支援給付費負担金の内容について。歳出では、障害福祉費の移動支援事業委託料・コミュニケーション事業委託料、日中一時支援事業委託料の内容と人数について質疑されました。

産業振興課では、歳出で観光費の印刷製本費の内容について質疑されました。

地域整備課では、歳出で道路維持費の県道改築事業負担金の場所と内容について質疑されました。

人権政策課の質疑では、歳出で人権対策費の設計委託料、樹木伐採委託料、境界立会業務委託料の内容、隣保館施設費の需用費の増額理由、公営住宅管理費の修繕料の内訳について質疑されました。

教育委員会総務課・学校教育課では、歳出では児童福祉総務費の修繕料の内容と児童福祉費で計上した理由、教育振興費の要保護および準要保護児童生徒援助費で校種別の人数と割合、中学校管理費の防犯カメラの修繕料の内容と現在の設置台数について質疑されました。

社会教育課では、スポーツ公園施設費の委託料で撤去に設計費を計上する理由について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

前田議長

慎重審議、ご苦労様でした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長

はい、議長。

前田議長

中島委員長。

中島文教民生

常任委員長

改めましておはようございます。それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第78号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第79号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第80号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、去る12月14日、委員6名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第78号の審議では、歳入では国庫支出金の財政調整交付金の減額理由、前期高齢者交付金の増額理由、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の減額理由について。歳出では、一般被保険者療養給付費が増額する原因となる疾病について、一般被保険者高額療養費の県下19市町との比較状況などについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しまし

た。

議第79号の審議では、歳入ではその他一般会計繰入金の事務費繰入金の減額理由について、歳出では、事業計画策定費で作成委員の人数と委員名、委員会での検討内容について、介護予防福祉用具購入費の具体的な購入内容などについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第80号の審議では、歳出において、一般管理費の通信運搬費の内容について質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

前田議長

慎重審議、ご苦労様でした。

次に、西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

前田議長

西澤委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第81号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）について、去る12月13日、委員5名出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

審議では、歳入においては加入金の今年度の実績と今後の見込みについて、歳出においては、薬品費の次亜塩素の使用場所、過年度漏水還付の件数と内容、漏水の対処について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告をといたします。

前田議長

慎重審議、ご苦労様でした。

これより、各常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員

なし。

前田議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第77号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第77号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第77号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

前田議長 全員起立であります。

よって、議第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第78号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第78号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第78号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

前田議長 全員起立であります。

よって、議第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第79号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第79号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第79号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

前田議長 全員起立であります。

よって、議第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第80号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員

なし。

前田議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第80号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第80号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員

（起立、多数）

前田議長

起立多数であります。

よって、議第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第81号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員

なし。

前田議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第81号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第81号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員

（起立、全員）

前田議長

全員起立であります。

よって、議第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議第82号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第11、議第83号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

議長。

前田議長

伊藤町長。

伊藤町長

それでは、議第82号豊郷町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議第83号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第82号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本年8月、人事院勧告が行われ、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法案が国会において可決・成立されました。この法律に基

づき国家公務員の給与改定が行われることとなり、これと同様の措置を講ずるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容を申し上げますと、職員の給与について、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大学卒業程度及び高卒者職員の初任給を1,000円引き上げ、若年者についても同程度の改定を行うものであります。その他の職員は、それぞれ400円の引き上げを基本に改定を行うものであり、改定率は平均0.2%とする勧告により、俸給表を改正するものです。

また、特別給、いわゆるボーナスについて、直近1年間の民間事業所の支給実績と比較し、民間の支給状況等を踏まえ0.1月分を勤勉手当に配分し、引き上げ、年間支給割合4.30月分を4.40月分に改正するものであります。なお、給与の改正の規定は平成29年4月1日から適用し、特別給の改正の規定は平成29年12月1日から適用し、施行するものであります。

続いて、議第83号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、議第82号の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正とあわせ、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、この法律の第7条の2に基づき所要の改正を行うものであります。

改正内容を申し上げますと、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、年間3.30月に改正するものであります。また、改正の規定は一般職の職員と同様に平成29年12月1日から適用し、施行するものです。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

前田議長

これより質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員

はい議長、12番。

前田議長

今村さん。

今村議員

それでは議第82号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の方は、これで職員給与を、ほんの若干引き上げるお話と、12月の期末勤勉手当の支給額が上がるという話なんです、これ、豊郷町の職員さんで、この対象になる職員さんの数、何人いらっしゃるのかというのと、それから、今回の12月の期末勤勉手当の一番引き上げ額の安い人と、一番高い人の金額を教えてください。

それと、30年以降に、これまた改定がされるわけですけども、その中で、付則のところ、改正後、6級の1.5%減額措置を廃止するところがありますが、この6級の減額措置が廃止されるというのは、豊郷でいうと6級職員は何人いて、その1.5%の、これは30年以降の話ですか。4月1日以降で

すが、その金額は、一番少ない人と一番多い人でどれぐらいの金額が、減額措置がなくなるのか、その金額を教えてくださいと思います。これが82号についてです。

次、83号、豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案。これにつきましては、特別職ということで、豊郷町では町長、教育長、現在は。で、議員もこの対象になるということです、これは12月の期末手当でこの分が加算されるわけですがけれども、それぞれ、町長の、この加算された、12月の期末手当の金額、それから教育長の金額、幾ら加算されて幾らになったかと、総額で幾らかというのと、議員は議長、副議長、議員と3段階ありますので、それぞれ幾ら、この条例改正によって加算がされて、支給総額は幾らになったのかという金額を説明してください。

以上です。

総務課長 はい、議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 おはようございます。それでは今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、議第82号で質疑がございました3点ですが、まず今回の改正に伴いまして、職員数のことですが、職員数につきましては96名の職員、全職員が対象となるというものでございます。

それと勤勉手当でございますが、今回は、期末手当ではなく勤勉手当で0.1月分を引き上げるということでございます。それで、12月で0.1を遡及して引き上げを行いますが、30年度以降はこの0.1分を半分ずつに、30年度の6月に0.05、それと30年の12月に0.05ということで、それぞれ0.1月分を分配するという改正でございます。

それと付則の関係でございますが、付則第5項の関係の6級職員の関係でございますが、これにつきましては特定職員という者でございます、この関係につきましては平成27年の、国におかれまして給与制度の総合的見直しというのが行われまして、そのときに改正を行っているという点でございます。そのときの改正でいきますと、平成27年4月より3年間、俸給や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを実施するという国の方針のもとに、55歳を超える職員で6級の職員については、俸給について1.5%の減額措置を行うということで、これについては27年から3年間行われてきたというものでございます。それについては、そのとき俸給水準の引き下げの際の経過措置ということで、30年3月31日をもって廃止するという改正が行われているということで、今回、その条項について全て削除をするというものでございます。

なお、現在、6級職員につきましては5名の職員が対象になっているという状況でございます。

次に議第83号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてでございますが、今回の改正におきまして、まず、町長、教育長の今回の改正分の金額ということのお尋ねでございますが。町長につきましては、今回の0.05月分の増額分については3万9,100円でございます。教育長におかれましては、0.05月分については2万9,497円の増額というものになるということでございます。総額につきましては、今、計算はできていないんですが、今までの現状よりも、今言いました金額が増えるということをお願いしたいと思っております。

それと、各議員におかれまして報酬については、これは私の方からお答えしていいのか、ちょっとその辺がわからないのですが、それについては局長の方からお答えをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議会事務局長 議長。

前田議長 山口局長。

議会事務局長 今、議長から許可いただきましたので、自席の方で報告させていただきます。

先ほど、全員協議会でもちょっとお話しさせていただいたんですけど、より詳しくご説明いたしますと、議長におかれましては48万1,907円である数字が49万6,081円になり、差額が1万……。

今村議員 もっとゆっくり言って。上げ金額と総額と、ゆっくり言って。

議会事務局長 上げ金額が、先ほど言いました1万4,174円です。総額が49万6,081円でございます。副議長ですけども、上げ金額が1万235円。総額が35万8,225円です。それから議員におかれましては、上げ金額が9,315円で、総額が32万6,025円でございます。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい、議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 82号に関しては、私、上げ幅をお聞きしたんですけどね、金額で教えてほしいというので、説明、ちょっと質疑したんですけど、96名の職員の皆さんが、この若干の人事院勧告によって引き上げがされるんですが、今回の引き上げで一番少ない人と一番多い人ではどのくらいの金額になるのかと、これ、29年4月1日に遡及してやると書いてあったんで、その分を今回の一般会計の補正に裏打ちしてるみたいですが、だから、初任給で1,000円上げるという話と、

後は月400円とかいう話と、それから勤勉手当が若干、0.1月分上がるという話を聞きましたから、それで、一番安い人でどれだけ上がったのか、一番高い人でどれだけ上がったのか、その金額の上がり分はどれだけあったのかというのを教えてほしいんです。

それと6級、55歳以上の減額措置の廃止、これにつきましても1.5%の減額措置が30年3月31日で廃止になるということで付則は削除されるわけやから、今後、今、55歳での職員さんが5名いらっしゃるんですが、その人の1.5%の減額措置というのは、以上の方で、今受けているわけじゃないですか。だからその人たちの、1年間で1.5%というのはどのぐらいの金額、これは平均でいいですわ。その金額を示していただきたいというのと、83号につきましては、町長は、町長報酬というのは月額68万円ですよ、教育長の月額報酬は51万3,000円です。その金額はわかっているんですから、引き上げ額0.05上げて3万、教育長で2万9千幾らという金額がわかっている限りは、総額もすぐわかる話じゃないですか。率は一緒なんですからね、それに合わせて。その総額を、今回の期末手当、12月の町長、教育長の期末手当の金額は総額幾らになったのかもちゃんと説明していただかないとあかんと思うんですよ、議会の方はさっと金額出ましたし、そんなんすぐ出るはずですよ。ちょっと説明してください。

総務課長 はい、議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再質疑にお答えをいたします。まず、職員の給与改正で、多い少ないというご質疑でございますが、現在の給与体系でいきますと1級から6級までの給与体系でございます。今回、1級が一番金額が少ないというところでございますが、そこにつきましては引き上げ額が1,000円、1級については1,000円ということで、率にしますと0.5から0.7%の引き上げということになります。ここに在籍します職員の給与の範囲としましては、月額14万6,100円から19万6,200円の給料表の中に該当する職員、17名おられるということです。率にして17.7%の割合の職員ということになります。

次に、2級の職員でございますが、2級の職員についても同様の引き上げ額1,000円でございます。これはパーセントにしますと0.4から0.5%の引き上げ率になります。この2級の俸給の金額は19万7,100円から23万900円に該当する職員ということで、これの対象になる職員は20名ということで、割合は20.83%の職員になります。

次に3級でございますが、3級の引き上げ額は400円から1,000円の引

き上げになります。率にしまして0.1から0.4%の引き上げ率になります。俸給の範囲としましては23万2,600円から34万9,200円の俸給の間ということで、対象の職員は21名ということになります。率にしまして21.87%ということでございます。

次に4級の職員でございますが、4級の職員につきましては引き上げ額400円ということで、これは0.1%の引き上げ率になります。俸給の範囲としましては32万6,700円から35万1,800円の間在籍する職員ということになります。対象人数は16人ということで、割合は16.66%でございます。

次に5級職員でございますが、5級の職員については引き上げ額400円でございます。率にしまして0.1%の引き上げ率でございます。俸給の範囲は35万9,300円から38万6,600円の間在籍する職員ということで、職員は12名の対象になります。割合は12.5%ということになります。

それと6級職員でございますが、6級職員については引き上げ額400円ということで0.1%の引き上げ率です。この区分としましては40万200円から40万9,400円の範囲の在籍職員ということでございます。先ほど言いましたように職員は5名ということで、率にしまして6%になるというものでございます。

それと、55歳以上の特定職員の1.5%の減額ですが、先ほど言いましたように27年から3年間行われております。現時点の1.5%の金額で申し上げますと、当然、給料に対しての1.5%ですので多少のばらつきがございますが、金額的に言いますと月額6,000円から8,000円ぐらい、6,013円から八千二十何円だと思っておりますが、その間の減額は毎月の給料で行われてきたというものでございます。

次に教育長、町長の給与でございますが、町長の、まず給料につきましては68万円の12カ月ということで816万円ということになります。それと、期末手当につきましては今までですと3.25月でございますので、その金額が254万1,500円。それが今回の改正で3.30月になりますので、金額的に言いますと258万600円ということになります。この給料と期末を合わせました総額で言いますと、改正前が1,070万1,500円、それが改正後1,074万600円ということで、3万9,100円の増ということになるというものでございます。

教育長につきましても、月額51万3,000円ですので、12カ月ということで、給料としましては615万6,000円ということでございます。期末手

当につきましては、従来の3.25では191万7,337円ということで、今回3.30月になりますので、期末手当が194万6,834円ということになります。両方を合わせますと、年間の金額になりますと、改正前が807万3,337円、改正後については810万2,834円ということで、2万9,497円の増額改正ということになります。

以上でございます。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第82号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第82号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

前田議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議第83号の討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

前田議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 では、議第83号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、反対討論を行います。

質疑の中で、この特別職、町長、教育長、議員の12月の期末手当の増額がわかりました。この条例は12月1日で改正という形で、第2条のただし書きで100分の175が今回の算定の根拠にもなっているんですけども、今の国民、町民を取り巻く生活環境からいうと、みんな年金が下がり、税や保険料の値上げ等、こういった中で可処分所得は減り続けているわけです。こういった中で、町民の皆さんの中でも暮らしがだんだん厳しくなっているという割合は、近年どんどん増えてきているわけです。

このようなときに町長、教育長、また各議員の期末手当がこうやって増えていくという問題について、私は町民の皆さんの理解は得られるものではないと思うんです。本来は、これを豊郷町版で条例改正をやったら、この今回の分のも変えたらよかったんじゃないかと思うぐらいです。だから、そういったことは、人勧の勧告といっても、その勧告は町が全部従う必要のあるものではありません。あれは国家公務員に対する勧告ですからね。そこに準じて、地方自治体の職員に対しても配慮してくださいねという話ですからね、だから、町はそれに便乗して、特別職のこういった報酬もこのように引き上げていくということは、私は今の、現下の財政状況、町民の皆さんのそういった状況のもとでは、とても理解の得られる問題ではないと思いますので、これに対しては反対いたします。

前田議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第83号豊郷町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の職員は起立を願います。

議員 (起立、多数)

前田議長 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12、議第84号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から日程第17、議第89号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第84号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から、議第89号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)までの一般会計及び各特別会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

議第84号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ409万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を39億9,338万5,000円とするものでございます。歳入では繰入金409万9,000円を追加するものであります。歳出では

議会費 22万3,000円、総務費 102万7,000円、民生費 119万円、衛生費 42万3,000円、農林水産業費 24万円、土木費 39万円、教育費 60万6,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では6ページの款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金から、繰入金409万9,000円の増額を行い、歳出では議第82号の職員の給与改正及び議第83号の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する改正に伴います人件費として、節2の給料、節3の職員手当等及び給料、職員手当に関連します節4の共済費について、款1議会費から款10教育費まで、増額の計上をしたものであります。

次に、議第85号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を10億5,210万5,000円とするものでございます。歳入では繰入金7万8,000円を追加し、歳出では総務費7万8,000円を追加するものであります。

次に、議第86号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億1,044万6,000円とするものでございます。歳入では繰入金12万2,000円を追加し、歳出では総務費5万6,000円、下水道事業費6万6,000円を追加するものであります。

次に、議第87号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億4,939万5,000円とするものでございます。歳入では繰入金14万5,000円を追加し、歳出では総務費10万3,000円、地域支援事業費4万2,000円を追加するものであります。

次に、議第88号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6,090万7,000円とするものでございます。歳入では繰入金3万6,000円を追加し、歳出では総務費3万6,000円を追加するものであります。

次に、議第89号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)につ

いてご説明申し上げます。第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に14万2,000円を増額し、収入総額を2億1,136万円、既定の支出額に14万2,000円を増額し、支出総額を2億4,683万5,000円とするものです。歳入の内訳では営業外収益14万2,000円を増額し、支出の内訳は営業費用14万2,000円を増額するものでございます。

各特別会計及び事業会計の補正予算につきましては、議第82号の職員の給与改正に伴います人件費分といたしまして、歳入では一般会計からの繰り入れにより、歳出では節2の給料、節3の職員手当等、及び給料職員手当に関連します節4の共済費について、各会計についてそれぞれ増額の計上をしたものであります。

以上、議第84号から議第89号まで一括してご説明を申し上げましたので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第84号の討論に入ります。討論はありませんか。

今村議員 はい、議長。反対討論。

前田議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 議長、12番。

前田議長 今村さん。

今村議員 議第84号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)につきましては、前議案で、豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案、これに反対いたしまして、町長、教育長また議員の期末手当の増額についてこの一般会計補正予算に計上されていますので、これは納得いきませんので反対といたします。

前田議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第84号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

前田議長 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。
これより、議第85号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議第85号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

前田議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。
これより、議第86号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第86号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

前田議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。
これより、議第87号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第87号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

前田議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。
これより、議第88号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第88号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、多数）

前田議長 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。
これより、議第89号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 89 号平成 29 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

前田議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議第 84 号、議第 85 号、議第 87 号、議第 88 号及び議第 89 号の可決成立に伴い、字句及び数字等の整理が必要となりますので、会議規則第 45 条の規定により、議決の結果生じた事項、字句、数字、その他の整理を本職に委任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって議第 84 号、議第 85 号、議第 87 号、議第 88 号及び議第 89 号について、字句及び数字等の整理を行い、地方自治法第 219 条第 1 項の規定に基づき町長に送付いたします。

日程第 18、意見書第 1 号道路の整備促進を求める意見書（案）を議題いたします。提出者の説明を求めます。

西澤清正議員 議長。

議 員 西澤清正君。

西澤清正議員 それでは、意見書第 1 号道路の整備促進を求める意見書（案）について、村岸議員、高橋議員、佐々木議員、西澤博一議員、中島議員、北川議員の賛同を得て提案させていただきました。趣旨説明につきましては、本文を朗読して説明にかえさせていただきます。

道路は、町民の生活や活力ある経済・社会活動を支えるとともに、災害時には町民の命を守るライフラインとして機能するなど、町民の安全・安心を確保するためにはなくてはならない社会基盤であり、地方創生の実現には道路整備の推進が必要不可欠である。

本町は主要な国道や県道が集中しており、さらに湖東三山スマートインターチェンジの開通に伴い交通量が増加している地域である。そのため本町の道路ネットワークを構成する一般国道や県道、町道の整備はいまだ十分とはいえず、一層の道路整備・道路橋梁の長寿命化が求められています。

さらに「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）による補助率等のかさ上げ措置については、平成 29 年度までの時限措置となっており、平成 30 年度以降、この措置が廃止されること

になれば、財政基盤が脆弱な豊郷町にとって道路整備の推進に深刻な影響を及ぼすことになる。

よって、国会及び政府におかれては、地方における道路の迅速かつ着実な整備を促進するために、下記の措置を講じられるよう強く求める。

1 番に、平成30年度予算において、必要な道路関係予算総額を確保するとともに、平成29年度補正予算を編成し、必要な事業の進捗を図ること。また、道路整備に係る補助率等の拡充を図ること。

2 番目に、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年12月20日、提出先として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣。

以上、審議よろしくお願いいたします。

前田議長 これより、意見書第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、議長、12番。

前田議長 今村さん。

今村議員 それでは、意見書第1号道路の整備促進を求める意見書（案）につきまして質疑を行います。

意見書（案）の第2の方で、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については平成30年度以降も継続することということで意見書事項が載っておりますが、業界新聞で建設工業新聞というのがあるんですけど、そこで、この2008年度に始まったかさ上げ措置では、道路法に基づく従来の補助金と比べ国庫補助率を高く設定しており、高規格幹線道路の整備では通常の3分の2から10分の7、地域高規格道路の整備では、通常半額から10分の5.5へと、それぞれ補助率をかさ上げして整備を促している。これは時限立法なので、2017年で切れるので、またさらに10年延長へという形のことが、そういう業界や、そういった関係の人たちでそういう動きがあるわけですけども、問題点としては、この意見書にある、かさ上げするというのは道路財特法の中でいうと高規格道路、高速道路や、また港湾関係、物流関係、交通拠点、トンネルや橋、こういうところが対象になっていて、そういうのは、豊郷ではこれを上げて、どういふのをこの対象道路として考えているのか。当然、そういう国道なり、また高速道路なり、いろいろな大型の道路、新規高規格道路ってここに書いてありますが、こういうのってどこに、豊郷にそういうのを考え

ておられるのか、当然、豊郷に負担金が、その分の町負担というのが出てくるわけですけども、その辺を具体的に説明していただきたいと思います。

西澤清正議員 はい、議長。

前田議長 西澤清正君。

西澤清正議員 それでは、今村議員のご質疑に答えさせていただきます。

今はこれ、時限立法ということで、今説明させていただいたように、町におきましても現に、社会資本関係で、27年度には528万円、そしてまた28年度には862万2,000円、これが道路整備、舗装とか、そういうようなことに関して、支出で言いますと、27年度総額で、今4キロとっているんですが、1,000万円ほどありまして、半分がこのかさ上げになっております。28年度に対しましても、今、総額、工事使われて、2,200万円ほどですが、860万円、そういうふうなことで補助金のかさ上げができておりますので、今このまま、こうして続くと、豊郷にとりましても、大変脆弱な町でございますので、こういうかさ上げがなかったら、なかなかこのインフラの整備もできませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 今回の説明は、私の質問には答えてないんですよ。具体的にどういう事業、道路に関して、豊郷として必要なのかということで、今は27年、28年の金額を、かさ上げで入っているという話でしたが、それでは何に対してですか。私は、ちょっとそういう、全国の流れとかを見ていまして、この道路、これは特定財源から一般財源化されてきたといういろいろな流れがありますけれども、結果的には必要な公共事業もあったと思うんですよ。でも、やはり精査していけば、ただ、先に工事ありきみたいな、そういったことに国民の税金が投入されているという問題も、これには多くはらんでいるというのが、全国の各行政、議会の取り組みの中で出てきております。

そういった中で、豊郷でいうと、本来、この人口減少社会で、この道路なんかは維持管理、更新、やはり耐震化や、または老朽化対策、こういったことに対して、地域に密着した生活道路や通学路とか、そういったところの補助かさ上げだったらいいんですけれども、この主たる目的は、先ほど建設工業、業界新聞を読んでいると、国庫補助率を上げて高規格幹線道路、高速道路とか、物流関係の港湾や、そういったところの、そういう道路の、空港の拠点、交通拠点や物流施設の周辺にある橋やトンネルなどの、こういう工事というのは町内業者なんかにできる工事ではありません。そういうもののかさ上げを今後もや

っていけという話なんです、豊郷町のような町からこういう意見書を上げるということに対しては、具体的に切羽詰まった、高規格道路の具体的な、今やらなきゃいけないというのが豊郷町で提案されている中ではどんなものがあるんですか。具体的にそういう中身を説明してください。

西澤清正議員 議長。

前田議長 西澤清正君。

西澤清正議員 再質疑にお答えいたします。

今、金額的な面、今、現に、今の駅前道路の改修ならびにスマートインターからこう、目加田から豊郷にかけての道路ならびに、そういうようなことの、金額的に、具体的なことを申し上げますと、28年度に関しましては、やはり橋梁長寿命化修繕計画、そういうようなことにかさ上げできていますし、町道道路の整備やら、新幹線の舗装工事、道路の側道の舗装工事とか、いろいろこう、舗装工事にも、従来事業には使われております。そういう中で、やはりほんとにこう、何回も言いますが、脆弱な町でございますので、なかなか自己資本比率が少ないというようなことで、やはり補助金をいただかないとできないということで、これ以上のかさ上げをしていただきたいというようなことで、ご要望でございますので、ひとつ、皆さんのご賛同をいただきたいと思います。

前田議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

前田議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 それでは、意見書第1号道路の整備促進を求める意見書(案)につきまして、反対討論を行います。

意見書が求めている措置の第2の内容で、道路財特法の補助率のかさ上げ措置の継続を求めています。この道路財特法は、高速道路など高規格道路の新規建設に多額の予算を投入することを主目的に運用されてきたものです。最優先すべきは耐震化対策や老朽化対策など、既存の社会資本の維持管理、また更新等、町民生活に密接した生活道路や通学路の整備ではないかと考えます。

高規格道路の新規建設等、大規模な工事建設に莫大な財源、これは国民の税

金をつぎ込む道路財特法継続を求めることに対しては、今回、反対と申し上げて反対討論といたします。

前田議長 ほかに討論はありませんか。

西澤博一議員 議長、賛成討論。

前田議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。西澤博一議員。

西澤博一議員 道路の整備促進を求める意見書（案）について、賛成討論を行います。

本町には、町道、県道、国道が本町の中に何本か走っております。その整備をするに当たりましては、県は県、国は国で行われますが、町の財政負担も強いられることがございますので、やはり、今意見書が述べられた内容については、まさにそのとおりと私は思います。今後も行政の、町長に対しましても、その働きかけをお願いいたしまして、住みよい、また安全な道路整備をしていただきたいと思います。そういうようなことを含めまして、賛成討論といたします。

前田議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書第1号を採決いたします。意見書第1号道路の整備促進を求める意見書（案）を可決することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、多数）

前田議長 起立多数であります。よって、意見書第1号は原案どおり可決されました。

なお、意見書第1号は、豊郷町議会として、地方自治法第99条の規定により、各関係機関へ送付いたします。

日程第19、委員会の閉会中の継続調査の申し出について。議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題・農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。

前田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。それでは本日の会議を閉じます。

これにて、平成29年12月第4回定例会を閉会いたします。

(午前10時15分 閉会)